

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等（警察庁、法務省）

警察は、「未成年者喫煙禁止法」（明33法33）と「未成年者飲酒禁止法」（大11法20）に基づき、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、関係業界が自主的に措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止（国税庁）

国税庁²⁰⁰は、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付けるなどの所要の措置を講じている。また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報などを踏まえ、職員が表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクトの取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

未成年者の飲酒を含む不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ること等を目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）が平成25（2013）年12月に成立し、平成26（2014）年6月に施行された。内閣府は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進すべく、同法に基づく基本計画の策定に向けた検討を進めている。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省²⁰¹は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第6節 大人社会の在り方の見直し

1 雇用・労働の在り方の見直し

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」とその「行動指針」に基づく施

200 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

201 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

策を推進している²⁰²。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成。）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、社会的気運の醸成のため、国民運動「カエル！ ジャパン」キャンペーンを展開している。平成27（2015）年度には、企業経営者を対象とするトップセミナーの開催や、職場のマネジメントなどに関する調査研究、各地域・各分野において男性の意識改革や働き方の見直しを先導するキーパーソンの育成に取り組んでいく。

（2）仕事と子育ての両立支援（厚生労働省、農林水産省）

厚生労働省は、「育児・介護休業法」（平3法76）²⁰³の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や所定労働時間の短縮などの措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している²⁰⁴。また、「次世代育成支援対策推進法」（平15法120）（以下、「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）の認定取得促進と認定に基づく税制優遇措置の周知を図っている。平成25（2013）年12月、平成26（2014）年度末までの時限法である次世代法の10年間の延長や新たな認定制度の創設などを内容とする報告が取りまとめられ、労働政策審議会雇用均等分科会から厚生労働大臣に建議がなされた。これを踏まえ、次世代法の改正案を平成26年通常国会に提出し、同法案は平成26年4月16日に可決・成立し、平成27（2015）年4月1日から全面施行された。さらに、両立支援等助成金の支給や「女性の活躍・両立支援総合サイト」による情報の一元的な提供、均等・両立推進企業表彰、男性の積極的な育児参画促進を目的とするイクメンプロジェクトなどにより、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を促進している。

農林水産省は、農業経営体などにおいて、仕事と子育てを両立し、女性の能力を積極的に活用するため、家族間で仕事や家事の役割分担などを定める家族経営協定の締結の促進などを通じた普及啓発活動を行っている。

2 虐待を行った保護者に対する対応等（厚生労働省）

児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進や児童虐待を受けた子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な指導・支援を行うことが重要である。

厚生労働省は、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」²⁰⁵により、児童福祉司による面接や家庭訪問での指導・支援、関係機関が実施する親子の再統合に向けたプログラムへの参加の促進など、児童相談所における保護者援助に関する取組を進めている。また、このガイドラインに基づいて、個々の事例に即した保護者への援助に係る調査研究を行っている。施設などから家庭復帰する事例については、児童相談所で子供の安全確認や対応状況などの再確認を行い、市町村とも緊密に連携した対応が行われている。

3 少年院在院者の保護者等に対する指導（法務省、最高裁判所）

法務省は、少年院において、家族関係に葛藤を抱えた在院者も少なくないことから、家族関係調整の

202 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

203 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が免除されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

204 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/

205 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>

ために、在院者の保護者その他相当と認められる者に対して、在院者の処遇に関する情報の提供、職員による面接の実施、教育活動への参加の促進、保護者会・講習会の積極的な開催に努めるとともに、必要に応じ、指導、助言その他の適当な措置を執っている。保護観察所では、少年院に収容されている者の生活環境の調整や少年に対する保護観察処遇の中で、保護観察官や保護司が家族と面接を行っている。家族関係や親の養育態度に問題が認められる場合には、子供の監護に関する責任を自覚させるために、保護者会を実施するなどして監護能力が向上するよう保護者に対し働き掛けるとともに、適切に監護に当たるよう指導や助言を行っている。さらに、家庭裁判所や少年院でなされた保護者への働き掛けとの連携に努め、それらと一貫性のある生活環境の調整や保護観察処遇を実施するなど、保護処分の効果最大限のものとなるよう努めている（家庭裁判所における保護者などに対する指導については、第2部第3章第1節3(4)「少年審判」を参照）。

4 家族や地域の大切さ等についての理解促進（内閣府）

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さや家庭の役割について、国民一人一人に理解されることが必要である。

内閣府は、平成19（2007）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携して、「生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼び掛けている²⁰⁶（第2-4-25図）。具体的には、フォーラムの開催や作品コンクールの実施を通じて普及・啓発活動を実施している。フォーラムは、「家族の日」に、地方公共団体などの協力を得て、家族や地域の大切さを呼び掛けるために開催しており、平成26（2014）年度は、神奈川県横浜市でフォーラムを開催した。フォーラムでは、有識者によるパネルディスカッションなどが行われた。作品コンクールについては、子育てを支える家族や地域の大切さの意識の高揚を図ることを目的として、家族や地域の大切さに関する「写真」と「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰している。平成26年度は、「写真」は、①子育て家族の力、②子育てを応援する地域の力、の2テーマを、「手紙・メール」は、小学生、中・高校生、一般の3区分で募集したところ、935作品の応募があった。

第2-4-25図 「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク



（出典）内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>）

206 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>